

岐阜市立女子短期大学客員教授等選考規程

(制定 平成3年1月11日)

改正 平成26年3月31日 令和4年12月27日 令和7年3月26日

この規程の名称を、岐阜市立女子短期大学客員教授等選考規程に改める。

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜市立女子短期大学学則第42条2項の規定に基づき、岐阜市立女子短期大学（以下「本学」という。）における学術研究の進展を図るため、他の研究機関等に所属する者で本学教員と一定期間、専門的かつ高度の教育研究並びに共同研究を行う者（以下「客員教員等」という。）に対する称号付与に関して必要な事項を定めるものとする。

(客員教員等)

第2条 客員教員等は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学教員選考規程に定める各職位の資格基準と同等以上の資格を有する者
- (2) 専門分野における研究、又は技能について国際的活躍が認められ、又は国・学会・自治体・財団・新聞社等の機関から権威ある賞を受けている者
- (3) 前号に準ずる評価を社会的に得ているものとして、教授会の議を経て学長が適当と認められた者

(称号)

第3条 客員教員等の称号は次のとおりとする。

- (1) 客員教授
- (2) 客員准教授
- (3) 客員講師

2 第2条各号に該当のいずれかに該当する者に前項の称号を付与することができる。

(選考)

第4条 学科長、地域連携センター長又はデータ駆動科学教育研究センター長は、客員教員等を選考する必要があるときは、次の各号の書類を添付して学長に申し出るものとする。

- (1) 履歴書
- (2) 業績目録

2 学長は、前項の申し出があった場合、教授会の意見を聴いて、客員教員等を選考し、称号を付与するものとする。

(称号の付与、期間)

第5条 客員教員等の称号は、別記様式による文書を交付して、本人に通知するものとする。

2 称号付与の期間は、1年以内とする。ただし、必要がある場合には、延長することができる。

3 前項の延長申し出は、前条を準用するものとする。

(遵守義務)

第6条 客員教員等は、本学の学則及び諸規程等を遵守しなければならない。

(称号の取消)

第7条 客員教員等が、本学の諸規程に違反したとき又は本学の運営に重大な支障をきたすような行為をしたときは、学長は、当該客員教員等の称号を取り消すことができる。

(身分の取扱い)

第8条 客員教員等と岐阜市との間には、身分関係は生じないものとする。

2 客員教員等には、給与又は給与に準じる経費は支給しない。ただし、旅費その他教育研究活動に要する経費は支給することができる。

(施設の利用、礼遇)

第9条 学長は、客員教員等に対して、本学の教育・研究に支障のない範囲において、附属図書館及び共用の施設、設備を使用させることができるものとする。ただし、研究室は措置しない。

(委任)

第10条 この規程に定めるほか、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成3年1月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

